

平成二十年財務省・経済産業省令第一号

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）及び株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則を次のように定める。

（新株を引き受ける者の募集の認可の申請）

第一条 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（以下「法」という。）第四条の規定により会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（以下「新株」という。）を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に新株を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

- 一 新株の種類及び数
- 二 新株の払込金額（新株一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）又はその算定方法
- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- 四 新株と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間
- 五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 六 新株を引き受ける者の募集の方法
- 七 新株を引き受ける者の募集により取得する金額の使途
- 八 新株を引き受ける者の募集の理由

（募集新株予約権を引き受ける者の募集の認可の申請）

第二条 商工組合中央金庫は、法第四条の規定により会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（以下「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に募集新株予約権を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

- 一 募集新株予約権の内容及び数
- 二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
- 三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。）又はその算定方法
- 四 募集新株予約権を割り当てる日
- 五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日
- 六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、次に掲げる事項
 - イ 新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の金額
 - ロ 新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件
- 七 募集新株予約権を引き受ける者の募集の方法
- 八 募集新株予約権を引き受ける者の募集により取得する金額の使途
- 九 募集新株予約権を引き受ける者の募集の理由

（株式の買取り等に関して責任をとるべき取締役等）

第三条 法第六条第七項の規定において準用する会社法第四百六十二条第一項各号列記以外の部分に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に定める者とする。

- 一 株式の買取りによる金銭等の交付に関する職務を行った取締役及び執行役
- 二 会社法第七十五条第一項の株主総会において株式の買取りに関する事項について説明をした取締役及び執行役
- 三 分配可能額（会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額をいう。以下同じ。）の計算に関する報告を監査役（監査等委員会及び監査委員会を含む。）又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役

（主要株主基準値以上の数の議決権の保有者にならうとする場合の認可の申請等）

第四条 法第八条第一項の取引又は行為により商工組合中央金庫の主要株主基準値以上の数の議決権（法第八条第一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもって保有するものを含む。以下同じ。）にならうとする者（法人である場合に限る。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
 - イ 定款
 - ロ 法人の登記事項証明書
- 二 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）
 - ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書
 - ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

ホ その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

ヘ 当該認可に係る株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）（以下「令」という。）第三条各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（これらに準ずる機関において必要な手続があったことを証する書面を含む。）

ト 主たる事務所の位置を記載した書面

チ 業務の内容を記載した書面

リ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ル 商工組合中央金庫の議決権の保有に係る体制を記載した書面

ロ その保有する商工組合中央金庫の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする商工組合中央金庫の議決権の数を記載した書面

ヲ その子会社等（子法人等（令第七条第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（令第七条第三項に規定する関連法人等をいう。）をいう。以下同じ。）の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

三 当該認可後五事業年度におけるその保有する商工組合中央金庫の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼンツバリュ（当該議決権の保有を直接又は間接の原因とする収入又は支出の増加及び減少のそれぞれを当該議決権の取得資金に係るそれぞれに対応する期間の金利を用いて現在価値として割り引いて得た値を合計した値をいう。第三項において同じ。）を記載した書面

四 前号のネットプレゼンツバリュに係るストレステスト（ネットプレゼンツバリュの計算の前提となる事項について当該事項の過去の一定期間の変化その他の合理的な範囲での変化があったものとして、当該ネットプレゼンツバリュとは異なる値を別途計算することをいう。第三項において同じ。）の結果を記載した書面

五 当該認可後に商工組合中央金庫との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針（当該関係が商工組合中央金庫の業務の運営に影響を与える可能性がある場合）については、商工組合中央金庫の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。第三項において同じ。）

六 その他法第八条第一項に規定する認可をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 法第八条第一項の取引又は行為により商工組合中央金庫の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者にならうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書面並びに次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 当該者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事業又は職業を記載した書面

二 その保有する商工組合中央金庫の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする商工組合中央金庫の議決権の数を記載した書面

三 当該者が総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

四 その他法第八条第一項に規定する認可をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 商工組合中央金庫の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

イ 定款

ロ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

ニ その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

ホ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面）

ヘ 主たる事務所の位置を記載した書面

ト 業務の内容を記載した書面

チ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書面

リ 商工組合中央金庫の議決権の保有に係る体制を記載した書面

ル その保有する商工組合中央金庫の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする商工組合中央金庫の議決権の数を記載した書面

その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

三 当該設立後五事業年度におけるその保有する商工組合中央金庫の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼンツバリュを記載した書面

四 前号のネットプレゼンツバリュに係るストレステストの結果を記載した書面

五 当該設立後に商工組合中央金庫との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針

六 その他法第八条第一項に規定する認可をするため参考となるべき事項を記載した書面

4 令第三条第一号に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 担保権の実行による株式の取得
- 二 代物弁済の受領による株式の取得
- 三 商工組合中央金庫の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（商工組合中央金庫の議決権の保有者にならうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）
- 四 商工組合中央金庫が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（商工組合中央金庫の議決権の保有者にならうとする者の請求による場合を除く。）
- 五 商工組合中央金庫が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
- 六 商工組合中央金庫が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
- 七 商工組合中央金庫が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

5 前項の規定は、令第三条第二号に規定する主務省令で定める事由について準用する。

（特定主要株主に係る認可の申請）

第五条 特定主要株主（法第八条第二項に規定する特定主要株主をいう。）は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣に提出しなければならぬ。

一 理由書

二 第四条第一項第二号ハからホまで、トからヌまで及びフ並びに同項第三号から第六号までに掲げる書面

三 その保有する商工組合中央金庫の議決権の数を記載した書面
（商工組合中央金庫の議決権の保有に関する重要な事項）

第六条 法第八条第三項第一号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 議決権保有割合（法第八条第三項第一号に規定する「議決権保有割合」をいう。）に関する事項

二 取得資金に関する事項

三 保有の目的

（議決権保有に係る法人に準ずるもの）

第七条 法第十五条第一項第一号に規定する法人に準ずるものとして主務省令で定めるものは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものとする。

（議決権保有に係る密接な関係を有する会社等）

第八条 法第十五条第一項第二号に規定する主務省令で定める会社等は、次に掲げる会社等とする。

一 当該会社等が他の会社等（法第十五条第一項第二号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

二 他の会社等が当該会社等の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

2 前項の場合において、他の会社等によってその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有されている会社等が保有する議決権は、当該他の会社等が保有する議決権とみなす。

（議決権保有に係る特定会社等集団に準ずる者）

第九条 法第十五条第一項第六号に規定する主務省令で定める者は、投資事業有限責任組合等（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下「投資事業有限責任組合」という。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによ

って成立する組合（以下「民法組合」という。）をいう。以下同じ。）の無限責任組合員等（投資事業有限責任組合の無限責任組合員（以下「無限責任組合員」という。）又は民法組合の組合員とな

り、業務の執行を委任された者をいう。）とし、主務省令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる議決権の数の合計数とする。

一 当該無限責任組合員等が自己の名義をもって保有する株式に係る議決権

二 当該無限責任組合員等に係る投資事業有限責任組合が組合財産として取得し、又は保有する株式に係る議決権

三 当該無限責任組合員等に係る民法組合が組合財産として取得し、又は保有する株式に係る議決権

（定款の変更の認可の申請）

第十条 商工組合中央金庫は、法第十六条の規定により定款の変更の決議の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に定款の変更に関する株主総会の議事録の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

（代表取締役等の選定等の決議の認可の申請）

第十一条 商工組合中央金庫は、法第十八条の規定により代表取締役若しくは代表執行役の選定又は監査等委員である取締役若しくは監査役の選任若しくは監査委員の選定の決議の認可を受けよう

とするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に選定又は選任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写し及び選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は選任しようとする監査等

委員である取締役若しくは監査役若しくは選定しようとする監査委員の履歴書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

一 選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は選任しようとする監査等委員である取締役若しくは監査委員の氏名及び住所

二 前号に規定する者が商工組合中央金庫と利害関係を有するときは、その明細

三 選定又は選任の理由

2 商工組合中央金庫は、法第十八条の規定により代表取締役若しくは代表執行役の解職又は監査等委員である取締役若しくは監査役の解任若しくは監査委員の解職の認可を受けようとするときは、解職しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は解任しようとする監査等委員である取締役若しくは監査役若しくは解職しようとする監査委員の氏名及びその者を解職し、又は解任しようとする理由を記載した申請書に解職又は解任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第十一条の二 法第十九条第二項第一号に規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(取締役等の兼職の認可の申請)

第十二条 商工組合中央金庫の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社である場合にあっては、執行役)は、法第二十条第一項の規定により、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、商工組合中央金庫を経由して主務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 履歴書

三 商工組合中央金庫における常務及び報酬を得て従事する他の職務又は営む事業の処理方法を記載した書面

四 商工組合中央金庫と報酬を得て従事する他の職務又は営む事業との取引その他の関係を記載した書面

五 報酬を得て従事する他の職務又は営む事業に係る定款(これに準ずるものを含む)、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

(融資対象団体等とみなされる法人の認可の申請)

第十三条 商工組合中央金庫は、法第二十一条第二項の規定により、融資対象団体等の貿易の振興又は事業の合理化を図り、その共通の利益を増進するため必要な事業を行う法人(その直接又は間接の構成員である事業者が主として融資対象団体等であるものに限る。)であることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 認可を受けようとする法人の事業の内容を記載した書面

三 認可を受けようとする法人の直接又は間接の構成員の構成を記載した書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書面

(融資対象団体等以外のものに対する資金の貸付け等の認可の申請)

第十四条 商工組合中央金庫は、法第二十一条第三項第二号の規定により、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体であることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 その他参考となるべき事項を記載した書面

(融資対象団体等と特殊の関係のある者)

第十五条 法第二十一条第三項第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者は、会社法第二条第三号に定める子会社とする。

(融資対象団体等以外のものに対する資金の貸付け等の相手方とならない金融商品仲介業者等の範囲)

第十六条 法第二十一条第三項第七号の金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者のうち主務省令で定めるものは、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。)とする。

(主務省令で定める方法により算定される欠損の額)

第十七条 法第四十四条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって欠損の額とする方法とする。

一 零

二 零から分配可能額を減じて得た額

(特別準備金の額)

第十八条 商工組合中央金庫の特別準備金の額は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)附則第六条に定めるところのほか、法第四十四条第三項の規定により特別準備金の額を増加する場合に限り、同項に定める額が増加するものとする。

2 商工組合中央金庫の特別準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一 法第四十四条第一項の規定により特別準備金の額を減少する場合 同項第一号の額に相当する額

二 法第四十五条第一項の規定により特別準備金を国庫に納付する場合 同条第二項第一号の額に相当する額

(特別準備金の額が変動する場合におけるその他資本剰余金の額の特例)

第十九条 商工組合中央金庫のその他資本剰余金の額は、会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二十七条第一項の規定にかかわらず、法第四十四条第一項の規定により特別準備金の額を減少する場合においては、同項第一号の額に相当する額のうちその他資本剰余金の額を増加する額として適切な額が増加するものとする。

- 2 商工組合中央金庫のその他資本剰余金の額は、会社計算規則第二十七条第二項の規定にかかわらず、法第四十四条第三項の規定により特別準備金の額を増加する場合には、同項の規定によりその他資本剰余金の額を減少する額として適切な額が減少するものとする。
- (特別準備金の額が変動する場合におけるその他利益剰余金の額の特例)
- 第二十条 商工組合中央金庫のその他利益剰余金の額は、会社計算規則第二十九条第一項の規定にかかわらず、法第四十四条第一項の規定により特別準備金の額を減少する場合には、同項第一号の額に相当する額のうちその他利益剰余金の額を増加する額として適切な額が増加するものとする。
- 2 商工組合中央金庫のその他利益剰余金の額は、会社計算規則第二十九条第二項の規定にかかわらず、法第四十四条第三項の規定により特別準備金の額を増加する場合には、同項の規定によりその他利益剰余金の額を減少する額として適切な額が減少するものとする。
- (特別準備金を減少する場合の主務省令で定める計算書類に関する事項)
- 第二十一条 法第四十七条第二項において準用する会社法第四百四十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき商工組合中央金庫が法第五十二条第四項又は第五項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの
 - イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
 - ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項
 - 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき商工組合中央金庫が法第五十二条第六項に規定する措置をとっている場合 会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項
 - 三 商工組合中央金庫が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨
 - 四 商工組合中央金庫につき最終事業年度がない場合 その旨
 - 五 前各号に掲げる場合以外の場合 会社計算規則第六編第二章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容
- (特別準備金に係る報告義務)
- 第二十二条 法第四十八条第一項の規定による報告は、事業年度経過後三月以内に行わなければならない。
- 第二十三条 商工組合中央金庫は、法第四十九条の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の総額及び剰余金の配当その他の剰余金の処分の内訳を記載した申請書に剰余金の配当その他の剰余金の処分に関する株主総会の議事録の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。
- (立入検査の証明書)
- 第二十四条 法第十一条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別紙様式によるものとする。
- (届出事項)
- 第二十五条 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 一 この法律の規定による認可を受けた事項を実行した場合(法第四条、第八条第一項及び第二項ただし書、第十六条、第十八条、第二十条、第二十一条第二項及び第三項並びに第四十九条に係るものに限る。)
 - 二 法第六条第三項の規定により議決権を行使することができないこととなった株式の数及び会社法第一百五十五条に規定する議決権制限株式の数の合計が発行済株式の総数の二分の一を超えた場合
 - 三 法第六条第六項の規定による自己の株式を取得しようとする場合
 - 四 商工組合中央金庫の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社である場合にあつては、執行役)の就任又は退任があつた場合
 - 五 会計参与設置会社である場合にあつては、会計参与の就任又は退任があつた場合
 - 六 商工組合中央金庫、その子会社(法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。)、業務の委託先(第六項において「商工組合中央金庫等」という。))又は代理組合等(法第二条第三項の代理又は媒介を行う者をいう。以下同じ。))において不祥事件(法第二条第一項、第二項及び第四項、第三条第三項及び第四項、第二十一条第四項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十六条第一項、第二項及び第五項、第二十七条、第二十八条、第二十九条、同条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条、第三十四条の二第三項及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十四条の四第一項、第三十七条の三第一項、第三十七条の六第一項、第三十七項、第三十八項、第四十条並びに第四十五項、第三十一条第二項、第三十二条第一項、第三十五条第一項、第三十九項から第五項まで、第七項及び第八項、第四十条第二項から第五項まで、第七項及び第八項、第四十二条、第五十一条第一項から第三項まで、第五十二条、第五十三条第一項、第二項、第四項及び第六項、第五十四項、第五十七項から第五十九項第一項及び第二項、第五十九項から第六十一条まで、第六十二条第一項、第六十四条、第六十五条、令第六条第五項、第八項及び第九項、第七條第二項及び第三項、第八條第一項、第九條第一項、第十条、第十二條第二項並びに第十三條に係るものを除き、業務の委託先にあつては、商工組合中央金庫が委託する業務に係るものに限る。代理組合等にあつては組合等代理(法第二条第三項の規定に基づく代理又は媒介をいう。))に係るものに限る。)が発生したことを知つた場合
- 2 主要株主(法第十条に規定する「主要株主」をいう。以下同じ。))又は主要株主であつた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 一 法第八条第一項の認可に係る主要株主になつた場合又は当該認可に係る主要株主として設立された場合
 - 二 商工組合中央金庫の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合(次号の場合を除く。)
 - 三 解散した場合(設立、株式移転、合併(当該合併により商工組合中央金庫の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。))又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

- 四 その総株主の議決権の百分の五十を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなった場合
- 五 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合
- 六 氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所を設置、移転若しくは廃止した場合
- 3 法第十四条の規定は、第二項第四号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなった商工組合中央金庫又は主要株主の議決権について準用する。
- 4 商工組合中央金庫、主要株主又は主要株主であった者は、第一項及び第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して主務大臣に提出しなければならない。
- 5 第一項第一号に該当するときの届出は、半期ごとに一括して行うことができる。
- 6 第一項第六号に規定する不祥事件とは、商工組合中央金庫等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は代理組合等若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。
- 一 商工組合中央金庫の業務又は代理組合等の組合等代理の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
 - 二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又は預金等に係る不当契約の取締りに関する法律（昭和三十二年法律第三十六号）に違反する行為
 - 三 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）
 - 四 海外で発生した前三号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地の監督当局に報告したもの
 - 五 その他商工組合中央金庫の業務又は代理組合等の組合等代理の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの
- 7 第一項第六号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を商工組合中央金庫が知った日から三十日以内に行わなければならない。

附則

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。

（危機対応業務に関する事業計画の認可の申請）

第二条 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）は、法附則第一条の四第一項前段の規定により危機対応業務に関する事業計画（以下「事業計画」という。）の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 商工組合中央金庫は、法附則第二条の四第一項後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

（危機対応業務の実施方針に関する事項等）

第三条 法附則第二条の四第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 危機対応業務の実施方針に関する事項
 - イ 株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害の発生時における対応の方針に関する事項
 - ロ 株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害の発生に備えた取組に関する事項
 - ハ 危機対応業務に係る資金の貸付先の経営改善の取組等に関する事項及びこれを通じた商工組合中央金庫の財政基盤の強化に関する事項
 - ニ その他危機対応業務の確な実施に関する事項
 - イ 他の事業者との適正な競争関係を確保するために講じようとする措置に関する事項
 - ロ 一般の金融機関その他の事業者の意見を商工組合中央金庫の業務運営に反映させるための取組に関する事項
 - ハ その他他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組に関する事項

（納付の手続）

第四条 法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額が計上されている場合における第十七条の規定の適用については、同条中「第四十四条第二項」とあるのは、「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた第四十四条第二項」とする。

（危機対応準備金の額）

第五条 法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

- 一 法附則第二条の六第三項の規定により危機対応準備金の額を増加する場合 同条第二項の規定により出資された額の全額
 - 二 法附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十四条第三項の規定により危機対応準備金の額を増加する場合 同項に定める額
- 2 法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。
- 一 法附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額を減少する場合 同条第一号の額に相当する額
 - 二 法附則第二条の八の規定により危機対応準備金を国庫に納付する場合 法附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十五条第二項第一号の額に相当する額

（危機対応準備金の額が変動する場合におけるその他資本剰余金の額の特例等）

第六条 法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額が計上されている場合における第十九条、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、第十九条第一項中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は法附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額」と、「同項第一号」とあるのは「同項第一号又は法附則第二条の七第一号」と、同条第二項中「第四十四条第

三項」とあるのは「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十四条第三項」と、「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、第二十条第一項中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は法附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額」と、「同項第一号」とあるのは「同項第一号又は法附則第二条の七第一号」と、同条第二項中「第四十四条第三項」とあるのは「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十四条第三項」と、「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、第二十一条中「第四十七条第二項」とあるのは「第四十七条第二項及び法附則第二条の十第二項」とする。

(危機対応準備金に係る報告義務)

第七条 法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額が計上されている場合における第二十二条の規定の適用については、同条中「第四十八条第一項」とあるのは、「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十八条第一項」とする。

附則 (平成二十二年四月二〇日財務省・経済産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十二年六月一九日財務省・経済産業省令第二号)

この省令は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則 (平成二十一年七月一〇日財務省・経済産業省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十七年四月三〇日財務省・経済産業省令第二号)

会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附則 (平成二十七年七月二二日財務省・経済産業省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年六月二八日財務省・経済産業省令第二号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和三年三月一日財務省・経済産業省令第一号)

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(令和三年三月一日)から施行する。

附則 (令和三年六月二日財務省・経済産業省令第一号)

この省令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

附則 (令和六年一月三十一日財務省・経済産業省令第一号)

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。

別紙様式（第24条関係）（令元財産令2・一部改正）

（表）

		番 号	
株式会社商工組合中央金庫法第十一条第二項の規定による			
立 入 検 査 証			
写 真 (押出スタンプ割印)	職名及び氏名		
	年 月	日生	
	年 月	日交付	
	発行者		印

（裏）

株式会社商工組合中央金庫法（抄）
（主要株主に対する立入検査）

第11条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又はその帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

二 第十一条第一項若しくは第五十八条第一項若しくは第二項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。